

## 監査指摘事項の措置状況通知書

総合政策部

平成28年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査 関係分

**【指摘事項に対する措置状況】**

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
秘書課	(1) 支出に関する事務 ア 旅費の支出において，午後から出張する場合に必要な日当の減額調整を行っていなかったことにより，1件1,200円の過払いとなっているものがあつた。	過払い分は戻入済み。また，チェック体制を強化し，再発の防止に努めるようにした。	平成29年 2月3日

**【意見，要望等に対する考え方等】**

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

税務部

平成28年度 (No. 3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
納税推進課	(1) 収入に関する事務 ア 納税課納付推進員が戸別訪問により収納した市税等の現金の指定金融機関への引継ぎについて、旭川市納税課納付推進員業務取扱基準では、当該推進員は、収納した市税等を当日又は翌日中（ただし、当日又は翌日が指定金融機関の休業日に当たるときなどは、直近の営業日）に指定金融機関に払い込むこととしているが、遅れているものがあつた。	納付推進員に対し、旭川市納税課納付推進員業務取扱基準を厳守するよう研修を実施するとともに、担当職員に対しても点検及び確認等を徹底するよう周知することで、再発の防止を図つた。	平成29年 3月31日
納税推進課	イ 納税課納付推進員が収納した市税等の現金について、現行の取扱いでは、収納が金曜日の指定金融機関の営業時間外に行われた場合、翌週月曜日まで指定金融機関への引継ぎが行われないうなど、当該推進員個人が現金を数日間保管しているケースが多数生じており、現金の紛失などが起こる可能性は否定できない状況であることから、リスクを低減させる方策について検討されたい。	平成29年5月末をもって納付推進員による現金収納を廃止し、市民サービスが低下しないよう事情止むを得ない場合の現金収納を正職員により実施し、営業時間内に引継ぎをすることで、リスクを低減させる方策を講じた。	平成29年 5月31日

### 【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
納税課納付推進員が行う業務について、当該推進員が収納した市税等の現金の指定金融機関への引継ぎ遅れや、収納金収入原符引継書の作成誤りなどが見受けられたことから、旭川市会計規則及び業務取扱基準等を再確認し、関係書類の厳正なチェック及び当該推進員への指導を徹底されたい。	納付推進員に対し、旭川市納税課納付推進員業務取扱基準を厳守するよう研修を実施するとともに、担当職員に対しても点検及び確認等を徹底するよう周知することで、再発の防止を図つた。

## 監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

平成28年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
市民活動課，スポーツ課	(4) 財産管理に関する事務 ア 所管部局が土地等を直接借り上げる場合には，公有財産規則第66条及びこれに関する総務部長通知において，契約締結伺起案を総務部へ合議し，事務手続を完了した後に総務部長へ通知することとされているが，いずれも行われていないものがあった。	借上財産事務の取扱いについて，公有財産事務の手引きに基づき，適正に事務処理を行うよう課内に周知した。 平成29年度までに更新手続があったものについては，適切に総務部への合議と総務部長への通知を行った。また，更新時期が来ていないものについても総務部長へ通知した。	市民活動課 平成29年 4月3日  スポーツ課 平成29年 9月11日

### 【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

平成28年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
障害福祉課	(4) 財産管理に関する事務 ア 所管部局が土地を直接借り上げる場合には，公有財産規則第66条及びこれに関する総務部長通知において，契約締結伺起案を総務部へ合議し，事務手続を完了した後に総務部長へ通知することとされているが，いずれも行われていないものがあった。	管財課と協議の上，総務部長へ財産借上げに係る通知を行うとともに，契約締結伺に当たっては，総務部合議を要するなど，一連の手続について課内で周知を図った。	平成29年 2月28日

### 【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

農政部

平成28年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
農業振興課，農業センター	(4) 財産管理に関する事務 ア 所管部局が土地を直接借り上げる場合には，公有財産規則第66条及びこれに関する総務部長通知等において，契約締結伺起案を総務部へ合議し，事務手続を完了した後に総務部長へ通知することとされているが，いずれも行われていないものがあった。	<p>【農業センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部長に通知していなかったものについて，通知を行った。</li> </ul> <p>【農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路占用許可（H29.4.1～H34.3.31）については，今回契約時より改善済。</li> <li>・道路占用許可（H25.4.1～H30.3.31）及び河川占用許可（H26.4.1～H31.3.31）については次回契約時より改善するよう周知した。</li> </ul>	<p>農業センター 平成29年 3月31日</p> <p>農業振興課 平成29年 4月4日</p>

### 【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

平成28年度 (No. 3) 監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
福祉保険課 (社会福祉協議会)	<p>旭川市社会福祉協議会運営費補助金</p> <p>(1) 団体に関する事項 ア 会計経理に当たり、補助対象ではない事業に要する経費を、補助対象事業の会計分に誤って計上しているものがあった。これにより、補助金の精算において、補助対象とならない液晶モニター8台の購入費146,340円、職員の退職給付3件780,000円を補助対象経費に誤って計上していた。 なお、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。</p>	<p>指摘事項を踏まえ、平成28年度の補助金に係る精算手續においては、会計の詳細を把握できる資料の提出を求めて、補助対象と認められない経費が含まれないように確認を徹底した。</p>	平成29年 3月31日
福祉保険課 (社会福祉協議会)	<p>(2) 所管部局 (福祉保険部) に関する事項 イ 当補助金交付要綱により、実績報告に当たっては、支出を証する書類を提出するとされているが、書類が大量にある場合は、抽出による確認又は実地調査等により提出に代えることができることとされ、抽出による確認が行われていた。しかし、その実施内容の記録がなく、抽出した範囲や確認方法について把握できない状況にあり、また、既に述べたとおり補助対象経費の精算誤りが見受けられたことから、実施内容を書面で記録し、過去の内容を考慮して抽出する範囲や確認方法を毎年度選定するなど、適正かつ効果的な事務となるよう検討されたい。</p>	<p>指摘事項を踏まえ、平成28年度の補助金精算手續に当たっては、その起案時に、支出を証する書類の提出に代えて、抽出した範囲やその考え方及び確認方法について明らかにし、確認書類を添付した。</p>	平成29年 3月31日

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
福祉保険課（社会福祉協議会）	<p>旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金</p> <p>(1) 団体に関する事項</p> <p>ア 会計経理に当たり、複数の事業に共通する人件費は関連事業に配分しているが、その配分に際して振替額の計算誤りがあったほか、当該振替額を各勘定科目に整理する際に誤りがあり、一部において実支出額以上の振替が行われていた。また、振替額の計算誤りにより、補助対象経費の精算額が1,000円過少となっていた。</p> <p>なお、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。</p>	<p>複数事業を兼務する職員の平成28年度分の人件費の按分については、振替根拠を明確にし、それぞれの事業の精算書と照合し、適正に処理した。</p>	<p>平成29年 3月31日</p>
福祉保険課（社会福祉協議会）	<p>(2) 所管部局（福祉保険部）に関する事項</p> <p>ア 当補助金交付要綱で定められた補助金精算書の注意書きでは、「補助事業に要する経費欄には、補助対象経費に係る総事業費（実支出額）を記載すること。」と示しているが、補助対象経費の中に現金の支出を伴わない退職給付引当資産に係る積立分が計上されていた。このことについて担当課は、補助対象経費として掲げている「その他市長が必要と認める経費」に該当するとして適正と判断しているが、補助金精算書の注意書きの内容と実際の取扱いに不整合があることや、当法人に対して別途支出している他の補助金では、当該積立分を補助対象経費に含めておらず、その取扱いに差異が生じていることから、補助対象経費の整理を図られたい。</p>	<p>退職給付引当資産に係る積立金については、「その他市長が必要と認める経費」として補助対象経費と認識しているが、平成29年度分から同法人に対する他の事業の補助金の取扱いとの均衡を図るため、補助対象から除外した。</p>	<p>平成29年 4月1日</p>

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
福祉保険課（社会福祉協議会）	イ 当補助金交付要綱により、実績報告に当たっては、支出を証する書類を提出するとされているが、書類が大量にある場合は、抽出による確認又は実地調査等により提出に代えることができることとされ、抽出による確認が行われていた。しかし、その実施内容の記録がなく、抽出した範囲や確認方法について把握できない状況にあり、また、既に述べたとおり補助対象経費の精算誤りが見受けられたことから、実施内容を書面で記録し、過去の内容を考慮して抽出する範囲や確認方法を毎年度選定するなど、適正かつ効果的な事務となるよう検討されたい。	指摘事項を踏まえ、平成28年度の補助金精算手続きに当たっては、実績報告起案時に支出を証する書類の提出に代えて、抽出した範囲や確認方法について明らかにし、確認書類を添付した。	平成29年3月31日
福祉保険課（社会福祉協議会）	旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金 (1) 団体に関する事項 ア 補助事業完了後に提出している事業精算書の人件費において、本来実績に基づいた額とすべきところ、予算積算時の額をそのまま使用したことにより、245,844円の過大報告となっていた。 なお、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。	指摘事項を踏まえ、平成27年度の事業精算書について過大報告となっていた人件費を訂正した資料の提出を求めるとともに、平成28年度の補助金に係る精算手続きにおいては、人件費の内訳が分かる資料の提出を求め、補助対象とすべき経費が明らかになるように確認を徹底した。	平成29年3月31日
福祉保険課（社会福祉協議会）	(2) 所管部局（福祉保険部）に関する事項 ア 補助金の事業精算書で人件費の額が過大報告となっていたにもかかわらず、そのまま適正と認めて受理し補助金額の確定を行っていたことから、実績報告の事務処理に当たっては慎重かつ厳格な審査に努められたい。	指摘事項を踏まえ、平成28年度の補助金精算手続きにおいては、事業精算書内訳の詳細が分かる資料の提出を求め、精算書の内容を明確にし、慎重かつ厳格な審査に努めた。	平成29年3月31日

【意見、要望等に対する考え方等】

意見、要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	



## 監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

平成28年度 (No. 3) 監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
市民活動課 (旭川市北部住民センター運営委員会)	(1) 団体に関する事項 ア 臨時職員の報酬の支給に当たり、勤務時間数の集計を誤ったことにより2件6,400円が過払いのもの、1件800円が未払いのものがあつた。	過払い金から未払い金を差し引いて、過大支給した金額の返還請求を行い、返還された。	平成29年 3月24日
市民活動課 (旭川市北部住民センター運営委員会)	イ 研修室と小集会室の団体使用における利用料金について、利用料金表の使用目的の区分を市民委員会の主催する行事等の区分で徴収すべきところ、一般的行事の区分で徴収したことにより、7件3,200円を過大に徴収しているものや、使用時間の区分を夜間の区分で徴収すべきところ、午後の区分で徴収したことにより、1件400円を過少に徴収しているものがあつた。	過大徴収した金額を相手方に還付し、過小徴収となっていた金額の追加徴収を行った。	平成29年 3月31日
市民活動課 (旭川市北部住民センター運営委員会)	ウ 体育室の個人使用における利用料金について、利用者が住民センター使用簿に氏名等を記載した時点で、利用料金を徴収しているところであるが、直ちに料金を徴収しなかったため、未納者を確定できなかったことにより、3件300円を徴収していないものがあつた。	今後は直ちに料金を徴収し、再発防止に努める。	平成29年 3月31日
市民活動課 (旭川市北部住民センター運営委員会)	エ 臨時職員の報酬について、旭川市北部住民センター職員の任用及び服務等に関する規程では、報酬は当月の初日から末日までの分を当月25日に基本支給することとされているところ、基本的に前月25日から当月24日までの分を当月25日に支給していることから、実態と規程との整合性を図るよう検討されたい。	旭川市北部住民センター職員の任用及び服務等に関する規程を改訂した。	平成29年 4月1日

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
市民活動課 (旭川市北部住民センター運営委員会)	(2) 所管部局(市民生活部)に関する事項 ア 施設の使用申請書で、利用料金の算定根拠となる使用室名や使用目的等の記載が漏れているものが多数見受けられたこと、また、施設の使用承認で、旭川市住民センター条例及び同条例施行規則に定める必要な手続がなされていないことから、使用承認の手続について適正な事務処理が行われるよう指導されたい。	施設の使用申請書及び承認書の必要な手続きを徹底し、適正な事務処理を行うよう指導した。	平成29年 3月31日
市民活動課 (旭川市北部住民センター運営委員会)	イ 利用料金の取扱いについては、利用料金の額及び減免等について指定管理者が定めた利用料金に関する規程を旭川市住民センター条例に基づき承認しているところであるが、体育室の利用料金や暖房料金などの取扱いについて、市長の承認を得ずに指定管理者の独断で運用しているものが散見されるなど、具体的な内容の把握が十分でないため、その把握に努められ、必要に応じて、改善その他必要な措置を講じるよう指導されたい。	指定管理者と協議し、体育室の利用料金や暖房料金について、旭川市北部住民センターの利用料金に関する規程を遵守し、運用するよう指導した。	平成29年 5月16日
市民活動課 (旭川市北部住民センター運営委員会)	ウ 管理経費の収支について、酒席を伴う懇親会費等の支出及びその財源たる収入の取扱いに不明瞭な点があったことから、管理経費の適正性をより高めるために、管理経費として認められる範囲を明らかにし、指定管理者と認識を共有した上で、管理を行わせるとともに、市が様式を定めている収支報告書について、現在記載されている前年度繰越金の記載内容を見直すなど、支出における財源を明確にするほか、予算に対する決算の状況が確認できる内容とするよう検討されたい。	平成29年度から酒席を伴う懇親会費等の支出を止めるよう指導し、施設の管理にかかる経費の収支予算書「交際費等」の内訳を「交通費・研修費・交際費・食糧費」と管理経費として認められる範囲を明らかにした。また、次年度の事業報告書の提出から現在記載されている前年度繰越金の記載内容を見直して、支出における財源を明確にした上、予算に対する決算の状況が確認できる内容に変更する。	平成29年 7月1日
市民活動課 (旭川市北部住民センター運営委員会)	エ 市が所有する物品については、基本協定書において、指定管理者に無償で使用させるものとしているが、貸与物品の現状の確認が不十分なために、備品ラベルが貼付されていないものや基本協定書における備品一覧に記載された品質・規格と異なっているものがあつたことから、必要な措置を講じるとともに貸与物品の管理を徹底されたい。	備品ラベルが貼付されていないものについて、備品シールを作成し、貼付を行った。また、一部の備品が基本協定書の備品一覧に記載された品質・規格と異なっていたため、会計課に登録備品の修正手続を行った。	平成29年 3月8日

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
市民活動課 (旭川市忠和地区センター運営委員会)	(1) 団体に関する事項 ア コピー機の利用について、印刷した枚数や利用料金はコピー機使用記録簿を整備して管理しているものの、記録内容に誤りがあったほか、月ごとの利用料金として現金出納簿に記帳した額と整合していない状況が見受けられるなど、適正な利用料金収入の額が把握できないことから、厳正に管理する方策を講じるよう検討されたい。	コピー機使用記録簿については、施設管理職員による2名体制で記入誤りが発生しないようチェック体制を強化し、再発防止策を講じた。	平成29年 3月31日
市民活動課 (旭川市忠和地区センター運営委員会)	(2) 所管部局（市民生活部）に関する事項 ア 利用料金の取扱いについては、利用料金の額及び減免等について指定管理者が定めた利用料金に関する規程を旭川市地区センター条例に基づき承認しているところであるが、備付設備の利用料金において市長の承認を得ていないものや減額の取扱いが明確でないものがあるなど、具体的な内容の把握が十分でないため、その把握に努められ、必要に応じて、改善その他必要な措置を講じるよう指導されたい。	備付設備の利用料金については、指定管理者から地区センター利用料金設定・変更申請書を提出してもらい、減額の取扱いを整理した上で承認及び告示を行った。	平成29年 6月1日

【意見、要望等に対する考え方等】

意見、要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成28年度 (No. 3) 監査結果報告書 出資団体監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
経済交流課 (道北地域旭川地場産業振興センター)	(1) 団体に関する事項 ア 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表において、道の駅施設整備に係る旭川市補助金のうち、指定正味財産から一般正味財産へ振り替える額を誤ったことにより、当期経常増減額及び一般正味財産期末残高が69,400円の過大となっており、指定正味財産期末残高が同額の過少となっていた。	平成28年度決算により当該振替額の修正をした。	平成29年 6月15日 (理事会決議) 平成29年 6月29日 (評議員会決議)
経済交流課 (道北地域旭川地場産業振興センター)	イ 固定資産台帳において、期末帳簿価額を備忘価額である1円とするべきところを、記載を誤って0円としていた資産が5件あったことにより、貸借対照表の資産合計が5円の過少となっていた。	平成28年度決算により当該償却額の修正をした。	平成29年 6月15日 (理事会決議) 平成29年 6月29日 (評議員会決議)
経済交流課 (道北地域旭川地場産業振興センター)	ウ 職員の旅費の支給については、当団体の旅費規程において、旭川市職員の旅費に関する条例及び同施行規則等を準用することとしているが、次のとおり支給額の算定を誤ったことにより、3件48円の未払い及び2件1,920円の過払いとなっているものがあった。 (ア) 鉄道賃について、IC運賃で支給したことにより3件48円の未払い (イ) 鉄道賃について、片道100キロメートル未満の区間で座席指定料金を支給したことにより1件720円の過払い (ウ) 午後からの出張で、日当が減額調整されていないことにより1件1,200円の過払い	(ア) 3件48円の過少支給旅費について、対象職員へ追給した。 (イ) 過払い旅費1件720円について、対象職員から戻入を受けた。 (ウ) 過払い旅費1件1,200円について、対象職員から戻入を受けた。	平成29年 2月9日

課名	指摘事項	措置状況	改善、検討等の年月日
経済交流課 (道北地域旭川地場産業振興センター)	エ 施設賃貸事業収益において、附属設備使用料は当団体の管理運営規則で10円未満の端数を切り上げて算定することとしているが、切り捨てて算定していたことにより、9件90円の過少徴収となっているものがあつた。また、基本使用料の額を誤って請求したことにより、1件10円の過大徴収となっているものがあつた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9件90円の過少徴収については、1件あたり10円の不足で追給するに当たりその経費が追給額を超えるため、この9件については請求放棄として処理した。</li> <li>・ 1件の過大徴収については、当該使用者へ返金を申し入れたが少額であるため不要との回答を得たため返金は行わないこととし処理した。</li> </ul> 今後は内部のチェック体制を強化し適正な事務処理に努める。	平成29年 2月10日
経済交流課 (道北地域旭川地場産業振興センター)	オ 契約事務において、次のとおり当団体の契約事務取扱規程及び契約書の規定と異なる手続となっているものが34件あつた。 (ア) 第三者への再委託について、契約書に基づく書面による承諾を行っていないもの (イ) 検査員による検査を行わずに契約料を支払っているものや、検査員と異なる者が検査を行っているもの (ウ) 検査年月日が業務完了報告書の受領日、契約期間の満了日又は納品日より前になっているもの (エ) 契約書において支払条件を後払いとしているが、契約期間の満了日より前に契約料を支払っているもの	適正な契約事務を行うため「旭川市の契約事務の手引き等関係資料」に基づき、研修会を実施した。内部チェック体制を強化し適正な事務処理に努める。	平成29年 4月13日

【意見、要望等に対する考え方等】

意見、要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

農政部

平成28年度 (No. 3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
農林整備課	(4) 財産管理に関する事務 イ 排水溝の設置のため, 昭和30年代から長期に渡って個人から無償で借り上げている土地に関わって, 土地所有者との間に交わされた書類が現存していないことから, 紛争を未然に防ぐためにも, 相手方との間で改めて書面において物件を特定し, 権利関係を明らかにするなど, 必要な措置を講じられるよう検討されたい。	指摘を受けて土地の所有権を確認したところ, 平成9年以前に対象の土地全ての所有権が旭川市に移転しており, 借上げは終了していたことが判明した。また, 改めて水道施設等が旭川市の敷地内であることを現地で調査し, 確認した。 平成29年11月9日に管財課へ借上げ廃止届を提出した。	平成29年 11月9日

### 【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

平成28年度 (No. 3) 監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
福祉保険課 (社会福祉協議会)	旭川市社会福祉協議会運営費補助金 (2) 所管部局 (福祉保険部) に関する事項 ア 補助対象経費の中に、当法人に対して別途支出している旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金と重複している部分があることや、旭川市補助金交付基準で運営費の補助対象経費に、懇親会費等は原則含まないとされているところ、これに類する支出があること、また、財政基盤の安定等を図るための運営費への補助目的にはなじまない寄附金の支出があることが確認された。 これらに加えて、当法人の31事業のうち7事業を補助対象としているが、事業の選定理由が不明瞭であるため、改めて補助対象としての公益性や適格性、さらには補助金交付の効果等の視点を持って、補助事業や対象経費の明確化を図るとともに必要な見直しを検討されたい。	懇親会費等及び寄附金の支出が含まれていたことについては、平成29年4月1日付けで要綱を改正し、対象外経費に寄附金支出及び雑支出を追加した。 旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金との対象経費の重複及び対象事業の見直しに当たっては、「地域支えあいのまちづくり推進事業」に係る補助対象経費については、本補助金以外の補助制度において対象とされるものは除くこととし、「福祉人材バンク事業」及び「生活福祉資金貸付事業」の2事業は、補助事業者が北海道社会福祉協議会から受託している事業であることから、その経費を補助対象として含めないこととし、補助要綱を改正 (平成30年4月1日施行) した。	平成29年 12月26日

### 【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	